導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

那覇市の総人口は、令和５年１月末現在で３１６，７７１人となっており、そのうち年少（０～１４歳）人口は４５，０６４人、生産年齢（１５～６４歳）人口は１９４，６４３人、老年（６５歳～）人口は７７，０６４人である。人口構成においては、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあり、老年人口は増加傾向にある。

「令和元年度県民経済計算」（令和５年２月）の発表によると、令和元年度の沖縄県の経済成長率は日本の経済成長率を上回っており、※1 那覇市の市内総生産額は県全体の３割にのぼることから、本市の経済は県経済を支える基盤となっている。

産業別では、※2 市内就労者のうち約９３％が第３次産業に就いており、中でもサービス業、運輸・郵便業、不動産業が本市経済を牽引している。また、※3 市の事業所のうち約９９％が中小企業であることから、本市経済は中小企業によって支えられていると言える。

先端設備の導入を支援することは、市内中小企業の労働生産性の向上及び、市経済の更なる成長へとつながり、「稼ぐ力」を高める方策の一つとなる。

ついては、中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入計画を策定し、本市経済を支える全産業分野における先端設備の導入を支援する。

（２）目標

中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の１つとなり、市内の経済発展を促したい。

これを実現するための目標として、計画期間中に１６件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

産業間の構成比率に差はあるものの、本市の産業は、第１次産業である農林水産業から第３次産業であるサービス業、卸売・小売業までと多岐にわたり、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本市は、県の物流・交流拠点である那覇空港及び那覇港を有し、県内最大の中心市街地である国際通りが１．６ｋｍに渡り存在しており、第３次産業に傾注しているものの、第１次、第２次産業も含めた様々な業種が集積している。

ついては、全産業に対する設備投資の支援による、市全体の経済の底上げを図ることを目的とし、本計画において対象とする区域は、令和４年１０月１日現在における沖縄県那覇市全域（おおむねの面積は約４，１４２ヘクタール）とする。

（２）対象業種・事業

産業間の構成比率に差はあるものの、本市の産業は、第１次産業である農林水産業から第３次産業であるサービス業、卸売・小売業までと多岐にわたり、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

先端設備等の導入により、本市の更なる経済成長を図るという観点から、本計画において対象とする業種は全産業分野とする。

また、生産性向上のための必要な取り組みは、業種や事業者の抱える課題や特性において多岐に渡ることが想定されるため、本計画においては、労働生産性が年率３％以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和５年４月１日～令和７年３月３１日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

出典

1) 沖縄県企画部統計課「令和元年度沖縄県市町村民所得」
2) 総務省・経済産業省「令和３年経済センサス - 活動調査結果」
3) 中小企業庁事業環境部調査室「市区町村別中小企業数」（平成３０年１１月３０日更新）